

まちづくり推進課長の仕事宣言！

まちづくり推進課長
兼 鳥栖駅周辺整備推進室長 藤川 博一

1. 基本姿勢

まちづくり推進課は、都市計画法の基本的な目的である「都市の健全な発展と秩序ある整備」に取り組み、都市計画法の理念と第6次総合計画の基本目標「自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち」の実現を目指します。

本年度は、都市計画に関する基本方針となる鳥栖市都市計画マスタープラン（仮称）の策定に着手します。また、市全域の土地利用の動向・現状を踏まえ用途地域の見直しを行います。なお、開発行為や地区計画などに関する相談についても適切に対処し、秩序ある土地利用を図っていきます。

市民の皆様から「一日も早く」というご要望をいただいている「鳥栖駅周辺まちづくり」については、「鳥栖駅周辺まちづくり基本構想」を具体化するための「鳥栖駅周辺まちづくり基本計画」を策定し、事業化に向けた基本設計に取り組んでいきます。

2 平成29年度 課（室・局）における重点施策

- 鳥栖駅周辺の利便性向上を図ります〔1－4〕
- 秩序ある市街地の形成と土地利用の円滑化を図ります〔1－3〕

3 重点事業における具体的方針

●鳥栖駅周辺の利便性向上を図ります〔1－4〕

鳥栖駅周辺まちづくり基本計画を平成28年度中に策定する予定でありましたが、関係機関との調整に時間を要し、現在も策定作業中であります。この基本計画を7月中には策定を終え、事業化に向けた基本設計に着手します。

〔目標値〕鳥栖駅利用者数

〔平成29年度末〕14,000人 〔後期基本計画期間〕平成32年度 14,500人

〔スケジュール〕

4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
・関係機関協議	・基本計画策定(7月) ・基本設計着手 *基本計画策定後		

●秩序ある市街地の形成と土地利用の円滑化を図ります〔1－3〕

○都市計画マスタープランの策定

本年度から3か年をかけて都市計画マスタープランを策定します。これは、長期的な視点からのまちづくりの基本理念や都市の将来像を定め、土地利用や道路・交通体系、その他都市施設等に関する方針を定めるものです。

本年度は、検討材料とするための現状と課題の把握を行い、来年度と再来年度で全体構想・地区別構想を策定します。

〔スケジュール〕

4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
・業務発注(5月下旬)	・現況、課題把握 ・都市計画審議会 (説明)	・市民アンケート ・現況、課題把握 ・関係機関等調整	・現況、課題把握 ・関係機関等調整 ・都市計画審議会 (経過報告)

○50戸連たん制度の運用

市街化調整区域内の戸建て住宅の開発を緩和し、既存集落の維持・活性化を図るための「50戸連たん制度」の運用に向けた取組に着手します。平成29年度には、江島地区の区域指定手続きを進めます。

〔スケジュール〕

4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
・業務発注 ・各種調査	・各種調査	・各種調査 ・申請図書作成	・地元説明 ・県へ申請 (県開発審査会付議) ・指定告示、運用開始